#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

| Title            | 〔商法五六八〕譲渡会社の従前の略称及び標章を用いていた譲受会社に会社法二二条一項の類推   |
|------------------|---|
| HUC              | 適用が認められた事例(東京地判平成二七年一〇月二日)  |
|                  | 週周の前のの31に事例(未示地刊十成一七十一〇月一日)   |
| Sub Title        |   |
| Author           | 重田, 麻紀子(Shigeta, Makiko)  |
|                  | 商法研究会(Shoho kenkyukai)  |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 2016  |
| Jtitle           | 法學研究:法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and  |
|                  | sociology). Vol.89, No.9 (2016. 9) ,p.87- 106   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 判例研究  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20160928-0087 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

# 〔商法 五六八〕

社に会社法二二条一項の類推適用が認められた事例譲渡会社の従前の略称及び標章を用いていた譲受会

、判例時報二二九二号九四頁(請求認容・確定)東京地判平成二七年一○月二日

## (判示事項)

社の債権者に対する債務を弁済する責任を負うものと解す譲渡会社は、会社法二二条一項の類推適用により、譲渡会商号を続用した場合に準ずるものというべきであるから、譲渡会社の使用していた標章を引き続き使用したことは、譲渡会社の略称を商号の主たる部分とする譲受会社が、

### [参照条文]

るのが相当である。

会社法二二条一項

2312

訴外A 計

後を通じて「A社」という。)は、Cが平成一四年に出資訴外A社(旧商号・株式会社a1。以下、商号変更の前

責任者を務めていた。A社の業務は、その性質上、同一のは、A社において、設計、監理のみを専業とする子会社の施工や家具販売も含めて一括で請け負うなどしていた。B取締役に就任し、事務所の内装工事の設計及び監理のほかして設立した株式会社であり、Cが代表取締役、BとDがして設立した株式会社であり、Cが代表取締役、BとDが

の顧客が発注するのが通例であった。同社は、自己の呼称顧客が継続的に仕事を発注するのではなく、その都度、別

トー文字を裏返しにして表示された標章(以下、「本件標として使用していた「Y」と記載しており、アルファベッとしてホームページ等で社名を英語表記した場合の頭文字

」)を使用していた。

A社は、その後、その資金状況が悪化し、平成二三年三

月頃以降は、

金融機関からの借入金について、弁済期の

変

用いて事業を行うこととした。また、

B は、

平成二四

年

月頃、

公認会計士のEが有する休眠会社を無償で上

円、約一〇〇社の取引先に対する買掛金債務が二億円弱 らに、平成二三年九月から同年一一月頃にかけて、 四〇名いた従業員も、 更合意を繰り返すようになった。そのため、 に達した 営は一層厳しくなり、 二〇名の正社員と一名のアルバイトで構成されていた。 撤退やオフィスの縮小などを余儀なくされ、最盛期には約 (このうち金融機関からの借入金債務が約二億八〇〇〇万 一一名の従業員が、 A社を退職し、これに伴い、 その負債残高は、 平成二三年九月までには半減し、 同月頃、 不採算部門 同社 約五億円 D ほ か の経 さ 約 0

までには、今後、A社の預金債権が仮差押えを受けるなどフィス(以下、「本件ビル」)に事業の本拠地を移転した。とBは、多くのA社の有力な従業員が退職したことで、CとBは、多くのA社の有力な従業員が退職したことで、更しないまま、本店所在地にあった事務所からシェアオ更しないまま、本店所在地にあった事務所からシェアオ更しないまま、本店所在地にあった事務所からシェアオ

そこで、BとCは、相談の上、BがA社とは別の法人をべきかについて相談をするようになった。きなくなることも予想されたことから、どのように対応すの事態に陥り、従業員に対して給与の支払をすることがでの事態に陥り、従業員に対して給与の支払をすることがで

員として雇用したものであった。また、

被告が事業を開始

の法人として使うことを承諾した。BがEに対して指示、の法人として使うことを承諾した。Bが底号えたためで、なせてきた「Y」という名称にはブランド力があると考えさせてきた「Y」という名称にはブランド力があると考えさせてきた「Y」という名称にはブランド力があると考えさせてきた「Y」という名称にはブランド力があると考えさせてきた「Y」という名称にはブランド力があると考えっ文字を用いたのは、それまでにA社が業界において浸透う文字を用いたのは、それまでにA社が業界において浸透っ文字を用いたのは、それまでにA社が業界において浸透ってとから、これを維持し活用していこうと考えたためであった。

を退職後に被告において勤務することを希望した者を従業 あって幹部職員ではなく、 ていた者であり、 なかったが、上記従業員は、いずれもA社において勤務し 開始に当たって、CやA社から資金や動産等の承継はされ 等について、設計、 告としての事業を開始した。被告の事業は、 B は、 平成二四年七月頃、 いずれも経験年数の短い 監理を行うものであった。 Bが、A社の従業員のうち 四、 五名の従業員とともに被 末端の社 事務所の 被告の 同社 員で 事業

言記の別

に紹介料の支払を受けることなどを内容とする業務委託契

被告のほか数社との間でも、

同様に紹介料

0

している被告に対

し、会社法二二条一項の

類推適用

支払を受けていた。 約を締結し、

なお、

上記業務委託契約では、

顧客と

社は、

同月一〇日、

被告との間で、

顧客を紹介する代わり

業員を有さず、

С

名のみで営業を行うようになった。

同

たが、 監理

被告Yが事業を開始した平成二四年七月以降は、

従

そこで、

家具販売も含めて一括で請け負ってい 事務所の内装等について、

設 計

0

表示はなかったが、C及びA社は、

本件訴訟におい

て、

が印刷されていた。

社は、 のほか、

もともとは、 施工、

同じファクシミリ番号が記載され、 には、 を得て、 七万三三〇〇円) 同年八月に業務を行った案件は一六件中八件 行った案件は九件中八件 する提案資料等に表示していたほか、 た旨の挨拶状を交付した。 対しては、同社と被告とが連名で、被告を新たに立ち上げ あった。なお、 A社の許諾を得て、 本件標章を名刺、 (利益高五二五万七八〇〇円) さらに、被告は、 ホームページのほ 裏面に同一のデザイン が、

A社において継続中であった案件の顧客に が、それぞれA社から引き継いだもので Cの名刺に記載されているのと 被告の従業員の名刺 A社から許諾 か顧客に交付 (利益高一九 社の ペ

属することが前提とされていた。 0 契約関係は顧客と被告との間に生じ、 売上げは被告に帰

含めて被告が引き継いで行い、

平成二四年七月に業務を

クレーム対応を

した時点でA社が継続中であった案件は、

被告を表示しており、 ージの会社概要において、「マネジメント会社」 A 社は、 平成二五年三月当時、 平成二六年一〇月当時には ウェブサイト上 同 として ホ ホー 1 À

していた。一方、被告は、平成二六年一〇月当時 ムページにおいて被告が担当した業務 (施工事例) ウェ を紹介 ブ

サイトの中のデザイン会社を検索するページにおいて、 ホームページのURLとして、 A社の上記ホーム ~

ジの 内板には、 ムページのURLを表示している。なお、 にはウェブサイトのURLの表示として、 URLが表示されるようにし、 平成二五年二月当時、 被告の表示がされ、 被告の従業員も、 本件ビル内の案 A社の上記ホー A 社

送達場所として本件ビルの四階を届け出ている

行であるとして、A社の事業を譲り受け、 当座貸付約定による貸付残高、 銀行業務等を営むXが、 元金及び利息の返済が未履 A社から証書貸 その標章を続用 (付及び

これに対する約定の利息合計一七万一〇三二円及び年 き、 A社に対する貸付金の残元金合計二五〇一万円並びに 几

パー セントの割合による遅延損害金の支払を求めた。

きるところ、被告は、

本件標章を従業員の名刺、

ホ 1 4

### 判 旨 請求認容

負わせた趣旨は、 を続用する者に対して、 一会社法二二条一項が、 営業の譲受会社が譲渡会社の商号を続用 営業譲渡の譲受会社のうち、 譲渡会社の債務を弁済する責任を 商号

する場合には、

従前の営業上の債権者は、営業主体の交替

の

ということができる。

そのような外観を信頼した債権者を保護するためであると を認識することが一般に困難であることから、譲受会社 月二日第一小法廷判決·民集二六卷二号一八三頁参照! 小法廷判決・民集八巻一○号一七九五頁、 解するのが相当である (最高裁昭和二九年一○月七日第一 同昭和四七年三

るに至っており、また、 また、A社がかねてより使用していた本件標章を使用して 章には、 して利用されてきたものと認められる。そして、一般に標 表記の略称として用いていた『Y』という名称を商号とし 業主体を表すものとして業界で浸透し、ブランド力を有す いるものであるところ、『Y』という名称はA社という営 前記認定事実によれば、被告は、A社がかねてより英語 商号と同様に、 本件標章はそのブランドの象徴と 商品等の出所を表示し、 品質を保

証し、

広告宣伝の効果を上げる機能があるということがで

主体がそのまま存続しているとの外観を作出していたもの の主たる部分としていたことと相まって、A社という営業 ことが認められ、被告が、A社の略称である『Y』を商号 ページのほか、 顧客に交付する提案資料等に表示していた

ŋ するのが相当である。」 べきであるから、Yは、 使用したことは、商号を続用した場合に準ずるものという 分とする被告が、 そうすると、A社の略称である『Y』を商号の主たる部 A社のXに対する債務を弁済する責任を負うものと解 A社が使用していた本件標章を引き続き 会社法二二条一項の類推適用によ

#### 研 究

判旨の結論に賛成、 理論構成に疑問

対し、 社の商号が続用される場合の法的効果として、 そこで会社法二二条一項 以外の従前の事業を示す名称を続用することが珍しくない 引先との関係の継続を望み、 事業譲渡においては、 譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任 (以下、本条とする) 譲受会社が譲渡会社の従前の 譲渡会社の商号あるいは商号 は、 譲受会社に

直接判断を示した裁判例は見当たらず、

本事案は本条の射

社は、

Y社に対し、

A社が平成二四年当時行っていた事業

が譲受会社の弁済責任を追及する場合、 真正連帯債務の関係に立つことになる。 債務引受を行うのと同様であり、 譲受会社と譲渡会社は 譲渡会社の債 権者 不

を定める。

この譲受会社の弁済責任は、

譲受会社が重畳

的

程

範囲をめぐる議論を深める契機となる裁判例として位置

や詐害行為取消権による責任追及に比して、 という要件を満たせば適用可能なため、 法人格否認の法理 本条は商号の続用 司法の場にお

体を示す名称とされる屋号やゴルフクラブの名称が続用さ れる場合に対しても本条の適用ないし類推適用を認める理 さらに言えば、従来、 判例は、 商号だけでなく、 事業主

いて多用されてきた。

開が待たれてきた。本件は、 従業員の名刺やウェブサイト等で表示して使用していたこ 譲渡会社の略称を続用していた事実を捉えて、 譲渡会社の標章を譲受会社 譲渡

類推適用の可能性があるのかは、

判例及び学説上議論の展

クラブの名称以外にどのようなものの続用があった場合に

論構成を展開してきた。ただ一歩踏み込み、

屋号やゴル

フ

名称でもない譲渡会社の略称及び標章が続用された事実を 本条の要件論においてどのように評価するのか、これまで の類推適用を認めた事案である。屋号でもゴルフクラブの 会社が存続しているような外観が作出されたとして、本条

付けられる

及び人的組織を含む事業の承継があったことを認定し、 判旨は、 まず、 以下の事実からAY間において財産、 検討に先立ち、 判旨を整理する。 ブランド

いること、 なったこと、②A社の取締役及び従業員がY社に移籍して 標章が業界で浸透しており、これをY社が利用するように 呼称として使用していた商号の略称である「Y」及び本件 業譲渡があったことを認める。すなわち、 ③デザイン会社の検索サイトにおいて、 ①A社が自己の Y 社の

Lが表示され、Y社の従業員の名刺には、 ホームページのURLとして、A社のホームページの A社ホームペ

U Ŕ

ジのURLとA社代表取締役であるCの名刺に記載されて るのと同じファクシミリ番号が記載され、 裏面もCの名

していた場所であったこと、④Y社は、 シェアオフィスであるが、 A社が事務所として利用 設計、 監理 0 事業

地は、

刺と同一のデザインが印刷され、

さらに、

Y社の本店所在

V

き継ぎ、 を開始した当初の時期において、 売上げを獲得していたこと、 A社の仕掛かり工事 などを総合して、

理の業務について事業の譲渡を行ったものと認めるのが相られ、すなわち、平成二四年七月頃、内装工事の設計、監され有機的一体として機能する財産を譲渡したものと認め

であるオフィスデザインの設計・監理事業のために組織化

かようにAY間の事業譲渡の存在を認定した判旨は次に、当であると判示した。

譲渡会社の略称を譲受会社の商号として使用していた点に

という営業主体を表すものとして業界で浸透し、ブランド脚する規定として理解した上で、「Y」という名称はA社関して、商号の続用は否定しつつも、本条を外観法理に立

が、A社の略称である「Y」を商号の主たる部分としてい提案資料等に表示していたことが認められるとして、Y社章を従業員の名刺、ホームページのほか、顧客に交付する立じの象徴として利用されてきたところ、Y社は、本件標

して、会社法二二条一項の類推適用を認めた。ているとの外観を作出していたものということができるとたことと相まって、A社という営業主体がそのまま存続し

渡会社の事業によって生じた特定の債務を譲受会社に移転三 (1) 会社法二二条一項は、事業譲渡契約において、譲

総則

[新訂第五版]』 一四九頁

(弘文堂、

平成一一年)。

法改正において、事業譲渡の効果に関する規定がないことて弁済する責任を負うと規定する。本条は、昭和一三年商社の商号を続用する場合には、譲渡会社も当該債務についしない旨の特約を置いている場合でも、譲受会社が譲渡会

法改正案解説』一二頁(東京高等商業学会、昭和一一年))、に鑑みて新設された規定であり(東京高等商業学会編『商

ドイツでの議論を参考に、事業譲渡に伴い商号も続用され法改正案解説』一二頁(東京高等商業学会、昭和一一年))

『私法論文集』三八頁(巌松堂書店、昭和一三年))。ただ三者保護を図るために設けられたとされていた(松本烝治三者が営業主の変動を知り得ないことが多く、第

まず、本条を外観法理に立脚するものと理解する通説にその後、その立法趣旨に関する議論は多岐に分かれてきた。

譲渡会社の債権者において、事業主の交替を知り得ず、譲よれば、譲渡会社の商号を譲受会社が続用する場合には、

受会社である現営業主が自己の債務者であると考えたり、

る債務引受があったものと考えるのが常態であることから、かりに事業譲渡の事実を知っていたとしても譲受会社によ

るところに規定の趣旨があると解してきた(鴻常夫『商法ての外観と債務引受の外観に対する債権者の信頼を保護す商号続用時における事業主体である債務者の同一性につい

一頁)。

商号続用営業譲受人の責任」法教二八五号三

二日民集二六巻二号一八三頁、最二小判平成一六年二月二例もこの立場に立つものが多い(最一小判昭和四七年三月

〇日民集五八巻二号三六七頁)。

るのが本条の存在意義であるとする見解が主張されてきた 弘『会社営業譲渡の法理』二三三頁 号を続用しない譲受会社はその意思を有しないのを原則と 四一八頁(青林書院、 担保性を重視する見解 受をしたものとみなして、企業財産の現在の所有者である おいては譲渡当事者が債権者と協議することなく、事業譲 さらに、商号続用責任規定が問題になるのは譲渡会社が破 して、責任は譲受会社の意思に基づくとする見解 会社は、 譲受会社にも責任を負わせた規定であるとして企業財産 的に表示しない限り、 ていると考えられることから、 渡による再建がなされるのは望ましくなく、これを防止す 綻状況にある場面であることを前提として、 これに対して、事業上の債務は、 債務を承継する意思を有するのが通常であり、 昭和五八年))、商号を続用する譲受 譲受会社が原則として重畳的債務引 (服部栄三『商法総則 債務引受をしない旨を積極 企業財産が担保となっ (信山社、平成九年))、 かかる場面に [第三版] 。 山 下真 商 0

困て、

「難な状況である。

本条の趣旨については完全に説明を尽くすことが未だ

意 • これには、 定ぶりの違いのほか、本条の実際の適用場面を重視して善 本条はこの者への適用を排除していないとの批判がある。 るのであれば悪意の債権者は保護の対象とならないところ 頼したといえるかは疑問であるとか、 渡の事実を知っているのに、商号続用から債務の引受を信 者と理解すればよく、債務引受の誤信については、 事業主体の交替を知らなければ依然として譲渡会社を債務 判 例・通説に対しては、 本判決は、 悪意を問題とすべきでないとの反論がある。 通説の立場から、本条と会社法二二条四項の規 判例 ・通説と同様の見解に依拠する。 事業主体の混同について債権者が 外観保護規定と解す したがっ 事業譲 ただ、

情があると判断される場合が保護の対象となるとしても、強利益を踏まえたうえで画するべきであるが、通説・判例以外の各見解は、本条においての合理的理解を示したにとどまるため、本条の保護利益を追究した主張とは必ずしもまるため、本条の保護利益を追究した主張とは必ずしもまるため、本条の保護利益を追究した主張とは必ずしもまるため、本条の保護利益を追究した主張とは必ずしをといる。

られることになる。 具体的にどのような事情がある場合であるかは解釈に委ね

以

脚する規定として理解すると、本条の適用要件である商号 (2)の続用に関しては、 そこで、 本判決に従い、本条をいわゆる外観法理に立 譲受会社が譲渡会社と全く同一の商号

を使用した場合はもとより、

取引通念上、

同一営業主体に

よる営業が継続しているものと誤解を生じさせる程度に類

に着目して続用性の有無を決する判断基準が示されてきた 似する商号が続用されている場合にも、本条の適用を及ぼ 京地判平成一五年六月二五日金法一六九二号五五頁)。こ 東京地判昭和 両商号を比較したうえで、 しうるといえる。この点、 (大阪地判昭和四〇年一月二五日下民一六卷一号八四頁) 五五年四月一四日判時九七七号一〇七頁、 両商号の「主体部分」の同一性 従来の多くの裁判例においては、 東

0

田道代編 うした判断基準は、 債権者が、 誠之助・ジュリ二五六号八五頁、 (山下友信) 『新基本法コンメンタール会社法1 六七頁 般に事業主の交替を知り得ない場合又は、 (日本評論社、平成二八年))。つまり、 学説上でも支持するものが多い 奥島孝康=落合誠一=浜 (第2版)』 (松岡 知

り得たとしても債務が承継されたと信じる程度に譲受人が

Ŕ 前の商号に何らかの文字を付加して使用していた場合で 商号の基本的または主要な部分が共通であるかどうか

頁は、 号以外の諸状況を斟酌した裁判例も存在する。 京地判昭和四二年七月一二日下民集一八巻七=八号八一 を基準に判断されている。 他方で、 商号それ自体の比較対照によるのではなく、 例えば、

者を保護するものであることから、 ものと考えるのは無理からぬとする事情がある場合に債権 い」とし、 成上の関連性や営業目的、 断されるであろうが、譲渡人と譲受人の営業主体の人的構 無に関して「この判断は主に使用された商号の字句から判 事業を譲渡した事案である。 渡した後、新設した譲受会社「第一化成工業株式会社」に 「インサート工業株式会社」なるトンネル会社に事業を譲 有無、 譲渡会社たる「第一化成株式会社」が、 営業譲渡の動機等諸般の状況をも斟酌されてよ 本条の趣旨が譲受人による債務の引受があ 得意先に対する通知、 同判決では、 かかる事情の判断に具 商号の続用 その引継 いったん 0 四 商 有 東

体的事実を勘案することは何ら差し支えないとして、 譲受会社での商号続用を意図のもとに債務を免れようと利 ル会社が介在しているとはいえ、それは当事者が当初から に基づき譲受会社の弁済責任を認めた。すなわち、 トンネ

営業の同一性、経営者の同一性、営業場所の同一性、従業商号の文字構成と譲受人のそれとを比較するだけではなく、断している。その後の裁判例でも、商号が同一ではなく類断している。その後の裁判例でも、商号が同一ではなく類けではなく、事業の同一性にも着目して商号の続用性を判

用されたものであるとの理解の下で譲渡会社の商号と実際

の譲受会社のそれとを比較するが、その際に商号の字句だ

くに、札幌地判昭和四五年一二月二五日判時六三一号九二戸地判昭和五四年八月一○日判時九六四号一一六頁)。と(水戸地判昭和五三年三月一四日判時九○四号九六頁、神員の同一性等をも判断基準として掲げているものがある

頁。

こうした商号続用の有無の判断に際して、商号そのものている。 形態で同一営業を行った事実をもって、本条の適用を認め書、受領書用紙をそのまま使用して営業主の区別が困難な 頁は、

譲受会社が譲渡会社の商号が表示された看板や納品

指摘も少なくない(高鳥正夫「本件判批」法学研究四四巻素に関連付けて理解できるとした部分には問題があるとのては、商号の問題をそれ以外の営業の同一性に関する諸要上議論がある。前掲東京地判昭和四二年七月一二日に対し

升田 二〇日)」『平成一六年度最判解民事篇(上)』一四一 実関係 頁)。 張されている(志田原信三「判批 事実関係を斟酌して判断することができるとする見解も主 いう理解に立つものであって、本条の解釈上、商号以外の であるとの通説・判例の立場を前提として、 五. 号一一三頁、 純 他方、会社法二二条一項が外観法理に立脚するもの (外観)も判断基準として考慮することができると 現代型取引をめぐる裁判例(6)判時一六五三号七 佐藤庸 本件判批」ジュリ (最二判平成一六年二月 四五五号一二一 商号以外の事 頁

(3) さらに、本条の射程範囲を考えていくと、商号以外の(3) さらに、本条の射程範囲の可否が問題とされてきたが導かれる。従来の裁判例において商号以外の名称が続えが導かれる。従来の裁判例において商号以外の名称が続われた場面への本条の類推適用すべきではないかという考えが導かれる。従来の射程範囲を考えていくと、商号以外の(3) さらに、本条の射程範囲を考えていくと、商号以外の(3)

する場合があり、

ことに特定の業界においてはその傾向が

まず、屋号は、

対外的取引関係におい

て高

おいてである。

法学研究 89 巻 9 号 (2016:9) 号が譲渡会社の商号の重要な構成部分を内容としている場 うであるが、 顕著な場合もあるため、 し類推適用をした裁判例はない。 てその実質的な機能の面においては商号と同等に解するよ の営業主体を示す名称として利用されてきた。 実際に屋号が続用された事案においては、 単に屋号の承継だけをもって本条の適用ない 商人は屋号を営業活動の中で自ら 続用された屋 屋号に関し

号を譲受人が『商号』として続用する場合だけでなく、 昭和五四年七月一 続用する場合をも包含するものと解釈するのが相当であ 渡人が自己の商号を同時に営業自体の名称(この意味 にいう『譲受人ノ商号ヲ続用スル場合』とは、 ル」を譲受会社「大洋興産株式会社」が続用された事案に 本条の適用ないし類推適用を認めてきた。まず、東京地判 合が数多く存在し、この場合、多くの裁判例においては 屋号』と呼ぶことにする)としても使用していたもので 株式会社下田 「商法二六条一項 本条直接適用を認める立場を示した。これに 譲渡人の [観光ホテル海山荘」の屋号 九日判時九四六号一一〇頁は、 『商号』 (現会社法二二条一 を譲受人が 下田田 『屋号』として 項:筆者注 譲渡人の商 |観光ホテ 譲渡会社 譲 で

> 号一二四頁 東京高判平成元年一一月二九日東高民事報四〇巻九 丸政園 を譲受会社 (譲渡会社「有限会社徳泉園ホテル」 「有限会社朱鷺」 が続用した事 の屋号 \( \)

号五七頁 した事案)、 「徳泉園ホテル」を譲受会社 (譲渡会社「株式会社九段ゼミナール」 東京地判平成一二年九月二九日金判 「三優商工株式会社」 を続用 の屋号

「九段ゼミナール」を譲受会社「株式会社バイタル」(後

「株式会社九段学園」に商号変更)が続用した事案)

判平成一八年三月二四日判時一九四〇号一五八頁が、 いても同様の判断基準を採用してきた。最近でも、 東京地

ギートレーディング株式会社』であり、 レーディング株式会社」 会社「有限会社ザ・クロゼット」が、 た事例において、「譲渡人であるA会社の商号は の屋号「ザ・クロゼット」を続用 譲渡会社「ヌギー 屋号は ザ・ クロ

L

ることは、 屋号が譲渡会社の商号とは全く別個に存在する場合に としているとの要件を充足しないことは明らかである…… ゼット』であるから、屋号が商号の重要な構成部分を内容 屋号の続用だけをもって商法二六条一項を類推適用す 文理解釈上、 懸隔があり過ぎるといわざるを得

東京高判昭和六〇年五月三〇日判時一五六号一四

ない」とし、

学説上もこうした判断基準が概ね支持されて

て、

六頁

(譲渡会社「有限会社丸政園」

0)

屋号「丸政商

譲受人が営業譲渡人の債務につき弁済すべき責任を負うと

商取引上当事者を特定する上で重要な機能を営んでいる場

合において屋号を続用するときは、

同条を類推して、営業

判

ゴ 時

ルフクラブの名称が続用された事例を見ると、

いる(菅原貴与志・法学研究八一巻五号九八頁)。 これに対して、 続用された屋号が譲渡会社の商号の重要

場設備、 それによれば、 用した事案において、 地判平成一 裁判例とは異質の判断枠組みを採用するものもある。 譲受会社 な構成部分を内容としていない場合において、上記一 「株式会社オンセン」が、譲渡会社「ふるさと村 四年一二月二七日判タ一一五八号一一八頁は、 譲受会社が、 長野 連 0

のまま引き継いで営業していることに加え、カラオケボ 株式会社」の屋号「カラオケハウスモンビラージュ」を続 料金設定等の営業上のノウハウ、従業員をほぼそ 本条の類推適用を認めたものである。 譲渡会社の店舗建物及び駐車 "

ż,

うことを踏まえ、「商号そのものではなくても、 ら店舗に関する営業譲渡を受け、かつ、「カラオケハウス の前後を通じて営業の外形にほとんど変化がなく、屋号が モンビラージュ」という名称 通性を肯定することができるとし、譲受会社は譲渡会社 (屋号)を続用しているとい 営業譲渡 か となどに照らし、

クス店の営業開始に当たり新規の備品購入をしていないこ

当事会社ら両者の営業の間に継続性

一、共

年二月二〇日民集五八巻二号三六七頁)。

ゴルフクラブの

解するのが相当」であるとして本条の類推適用を認める。 に、 東 京 地 判 平 成 二四四 年 四 月 六 H

同

した事実から、 譲受前にテレビ番組に取り上げられたことを譲受後に表示 号や店舗建物、 られていた事案ではなかったにもかかわらず、 2012WLJPCA04168011 ♣~ 様 営業の外形にほとんど変化がなかったとい おすすめ料理等を表示した看板が続用され 商号の主要部 分が屋号に 飲食店 用

する。 容易に知り得ないとし、本条を類推する基礎があると判

債権者が事業譲渡により営業主体が変更された事実を

でも、 会社が単にゴルフクラブの名称を続用したに過ぎない場合 次に、 本条の類推適用が認められてきた ゴルフ場運営の事業譲渡の場 面においては、 (最二判平成一六

これを経営する営業主体をも表示するものとして用 にとって、その名称は、重要な意義を果たしているものと ることが少なくなく、とりわけ、ゴルフ場を利用する会員 名称は、そのゴルフクラブはもとより、 ゴルフ場の施設や 小いられ

理解されているからである 一五一七号一〇九頁)。 (大阪地判平成六年三月三

譲渡会

いるか 社

0 が点は

検討されてい

ない。

ゴルフクラブの名称

が

屋 7

\$ ゴ

の商号の

重要部

一分がゴルフクラブの名称中に使用され

用事例 界に特有の事 ゴ の名称が流布されるという特殊事情が存在し、 よるものと解される。 事情が存在する業界・業種の一つと位置づけられることに 0 ₽ ^, に依拠しておらず、 か、 号に該当するかの議論はあるにせよ、 ているから、 本条の類推適用にあたって、 でもない。 用されているかどうかとの基準は考慮されてい クラブの事案では、 れた裁判例で見られた二つの判断基準と比べると、 八年三月一 名称の方が商号よりも事業主体を表示する機能を有する 一般的に運営会社の商号よりも屋号に相当するゴルフ場 フクラブの名称が逆に営業主体を表示する機能を有 屋号以外の事業実態の継承の事実を勘案しているわ のといえる。 は、 屋号の続用事例と同 つまり、 一四日もゴルフクラブ名称の続用事案につき 本件とは事案を異にする」として、ゴルフ業 情があると指摘する。 これは殊に、 少なくとも、 商号の主要部分が続用された屋号に使 ゴルフクラブの名称続用の 屋号の事案である前掲東京地裁平成 屋号事案で見られた判断基準 ゴルフ業界はゴルフクラブ 平面上で議論されていな ゴルフクラブの名称 ゴルフ場の事案では 先述の屋号が ない 続用され 裁判例では ゴル >続用 ば 0 か 続 'n it フ z

極

ない てい すー 続用の裁判例のいずれの判断基準においても、 てそれを認める立場に分かれる。 分が譲受会社の商号 特有の価値判断が含まれるゴルフクラブの名称の続用 の名称の続用に関する一連の裁判例は、 屋号の続用事例に収斂させるべきではなく、 充足性の問題として収斂させ、 |的に見出せない場合であっても、 が 別途把握するとして、 以 事情が考慮された固 働 ルフ場会員という一般消費者を保護すべきとの価 般的名称として屋号が続用された場合に二つの判 173 れば商号続用性を認める立場と、 展開されてきた。すなわち、 上の通り、 し類推適用の たものと思われ、 本条の適用ないし類推適用をめぐる判例上 可否の判断は、 (屋号続用事例では屋号) 有 商号及び商号以外で営業主体 ゴルフクラブの名称の続用 の事例として理 こうした商号及び屋号の 譲渡会社の 商号続用性の要件を弾力 本条の商号続用性 事業の同 そのような事 解すべきであろう ゴルフ業界に特有 一商号の ゴ 本条の 性を勘案し に続用 ルフクラブ 一の要件 情 主 事 値 適用 が積 を示 事案 例は 断 判

準

は

0

(1)以 上 0 本条の適用 し類推適用をめぐる判例

四

える。

的に解釈

Ļ

本条の射程範囲を広げる傾向にあることが

0

続用性の判断基準は、 会社が譲渡会社の略称を商号の主たる部分とし、譲渡会社 ものとして業界で浸透し、ブランド力を有するに至ってお 関して判旨は、 るのが譲渡会社の略称及び標章である点にある。この点に 要件の充足性の点から検討するが、 譲渡会社の商号と主要な部分が一致する場合に商号続用件 いうべきである」とする。 の標章も続用したことは、 る名刺や書類等で示されていたことをも踏まえて、「譲受 てきたものと認められる」とし、本件標章が顧客に示され すると、本事案における特殊性は、譲受会社が続用してい また、本件標章はそのブランドの象徴として利用され A社の略称が「A社という営業主体を表す 続用された商号または屋号において すなわち、本判決における商号 商号を続用した場合に準ずると 従来の裁判事案と比

考察する。本判決は本条の類推適用の可否を商号続用性

0 7

る。

従来の判例では、

商号の重要部分が承継されているか

記した場合の頭文字三文字に過ぎない点に留意すべきであ

中心に整理してきたところで、

本判決の理論構成につい

較 号の続用性を認める(宇都宮地判平成二二年三月一五 は、 重要な構成部分を形成しているとはいえない。 そも本件においては、続用された略称が譲渡会社の商号の を直接的に連想させる字句ではないことに鑑みると、 略称が、業界内でブランド力があるとはいえ、 社の商号の字面の上で重要な構成部分であるとはいえない 字句としてアルファベット三文字であるA社の略称が、 ター三二四号二三一頁)。これに対して、 であれば Ŕ きた。たとえ字面の上で商号の重要な部分の承継がなくと を判断する場合、あくまで字面の上でその判断がなされて 従来の多くの裁判例が示した判断基準を充たしている その読みにおいて重要部分に共通性があるといえるの (例えば、漢字とその仮名である場合など)、 本件におい A 社 の 商 号 つまり本件 割

のものとはいえない。 ページ等で記載して使用していたものであるから、 能を有していたとしても、 ついて検討する。 譲渡会社の商号と続用された略称との関係性に 略称はA社が自己の呼称としてホーム 仮に本件で略称が事業主体を示す機 略称自体がA社の商号を英語表 商号そ

とする。

標章とは、広くいえば、

ある事項を表示するため

わせて勘案することで、商号続用性を認めることができる

を認める多くの裁判例を前提としているものといえる。

とはいえないのである。

それでも判旨は、略称のみならず、

本件標章の続用も合

図形

によって認識することができるもののうち、文字、 の特定のしるしであり、商標法上の概念として、人の知覚

及した先例として、

福岡地判平成二四年九月一九日

(裁判

から判断を示した裁判例はないが、

商標

・ロゴの続用に言

商標の続用が本条の商号続用性を構成するのかにつき正

用する標章を特に商標という(同法二条一項)。

一般に、

丽

又は業として役務を提供等する者がその商品等について使

他政令で定めるものをい

i,

業として商品を生産等する者

立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、

音その

られる場合もこれに当たる」として従来の商号続用性の判 号と全く同一 外会社が所有する喫茶・レストラン事業の一店舗の運営権 本社において経営するコー を求めた事案である。 ると主張し、会社法二二条一項に基づき、上記貸金の支払 外会社「Aコーヒー株式会社」に金銭を貸し付けていた原 通念上、 0 上記に付帯するサービス等の一 株式会社」 商号の続用とは、 H P 参照 商 |標権及び 訴外会社から事業の譲渡を受けた「九州Aコー 従前の商号と同 (被告) (平成二三四五三三六)) の商号をそのまま使用する場合のほか、 ロゴの使用権 に対し、 譲受会社が事業譲渡前の譲渡会社の商 本件事業譲渡の対象は、 の商号を継続して使用したとみ ヒー関連商品販売業の一式、 訴外会社の商号を続用 利であった。 切の業務、 がある。 及びAコー まず裁判所は 訴外会社 本件は、 心てい 取 Ė ヒー 訴 訴 引 0

て設立された可能性が大きいことなども同様に考慮される

日前に設立された会社であって、

本件事業譲渡の受皿とし

失うことになることや、 会社の債権者は、 が訴外会社の全事業を無償で譲り受けたものであり、 のような実質的な事情を考慮するというのであれば、 号の同一性を中心に判断すべきものである上、 「会社法二二条一項が適用されるか否かは、 木 規模が異なり、 が、 である」とし、 号と同一の商号を継続して使用したものと認めるのが相当 弋 用することを許されていることをも考慮すると、 標権及びロゴ はいえない。さらに、被告は、 おいて使用していた商号に特段の新規な意味を付与したと 号に『九州』 と九州一 断 [窮していたことを知っていたと主張するのに対して 基準を前提とする。そのうえで、「訴外会社は、 訴外会社と被告は本社の所在地や代表取締役及び経営 被告は、 円を商圏とする会社であったから、 訴外会社が本件事業譲渡前に使用してい の二文字が付加されたとしても、 の使用権利の譲渡を受け、 原告は本件事業譲渡当時訴外会社の経営が 商標・ロゴの続用を斟酌する。 本件事業譲渡により 被告が本件事業譲渡のわずか 訴外会社が使用してい 債 権の これを対外的 飽くまでも商 担 訴外会社 仮に、 保をす 訴外会社に 取引通念 もとも ・た商 ・た商

いるのであればともかく、

本件標章は、

A社の社名の英語

本

件標章においてA社の商号を認識できる文字で表示されて

表記の頭文字であるアルファベット一文字を裏返しにした

れる。 としながら、 商号の同一性を中心にかつ客観的に判断されるべきである コーヒー」が共通しているから、 もっとも、 商号以外の営業の外観の同一性といった実質

べきである」と述べていることから、

本条の適用の有無は

る。 料として裁判所は付加的に言及したに過ぎないと考えられ にさほど困難な事案ではないことに鑑みれば、商標権及び 的な事情を考慮する立場とは一線を画しているものと解さ れてはいるものの、 ロゴの続用事実は、 本件では両商号の主要部分である「A それ自体は商号続用の補助的な判断材 商号続用を判断するうえで取り上げら 商号の続用を肯定するの

判旨は、

あえて略称と本件標章との両者の合わせ技で

そのまま存続しているとの外観を作出していたものという するほどの機能を有するものであるのかは疑問である。 たことを挙げるが、 ムページのほか、 商号と同様の機能を有し、 ことができる」と述べ、その根拠として、標章が一般的に 翻って、 本判決は、 顧客に交付する提案資料等に表示してい 一般に標章がそこまで営業主体を表示 「本件標章がA社という営業主体 本件標章を従業員の名刺、 ホー 本 が

> には不十分であるとの判断があったものと窺える。 おいて本件標章の続用のみをもって商号続用性を肯定する したうえで類推適用を認めたことからしても、 推適用を主張したのに対して、判旨がA社の略称をも勘案 W するほど営業主体を表示する機能は認められないのではな ものに過ぎず、 か。この点は、原告が本件標章の続用をもって本条の 外形上不明確な表示であって、 当裁判所に 商号に匹 類 敵

ぞれ単独ではその機能を果たしえないことを意味すること 推適用を認めるが、そのことは、略称と本件標章が、 もって営業主体を表示する機能を果すものとして本条の類

本条の上で営業主体を表示したと評価することは困難であ された抽象的な標章を勘案したとしても、これらをもって は商号の主要部分を構成しているとはいえず、 に留意しなくてはならない。また、本件で続用された略称 加えて続用

債権者の信頼というものも生じえないと考えられる。 もたらす可能性はないのであって、そもそも外観に対する -件の債権者であるXの属性に着目すると、保護すべき外

及び本件標章であれば、債権者において営業主体の混 ると解する。そして、営業主体を表示する機能のない

観への信頼があったと評価することがそもそも困難な事案

ていたオフィスデザインの設計業務の顧客ではなく、

貸付

斟い

し屋号に一定の共通性がない場合に、

なのではないだろうか。

すなわち、XはA社が事業展開

者ごとに保護の必要性につきより事実を明らかにして、 はないか。本条につき外観法理をベースに捉える判旨であ の外観及びそれへの信頼が必ずしもあったといえないので び標章が続用されることにより事業主体を混同させるほど のサービスを受ける客との関係においても、 という点に鑑みれば、 はなく、その都度、 う(弥永真生・ジュリー四九○号三頁)。さらに、 主体を判断するメルクマールであるといえるから、Xにお 業務を行う銀行であって、 業務の性質上、 いて外観への信頼が存在していたとはいえない場面であろ そもそも外観に寄せられた信頼があったのかを債権 同一 別の顧客が発注するのが通例であった の顧客が継続的に仕事を発注するの X以外の債権者として内装工事関連 Xにとっては、 商号こそが事業 A社の略称及 A 社 分 Ć 0

用を導くことは可能であったであろう。
あり、さらに他の事実関係を勘案することで本条の類推適称と標章につき、商号以外の事情と捉えて斟酌する余地が斟酌して商号続用性を判断する立場からすれば、本件の略

観の諸実態を集積させて総合的に判断することにあったの の続用の有無について、 たり個々の具体的事実を拾った判旨の意図としては、 を認定している。こうした事業譲渡の有無を判断するに当 承継といった事実関係を認定し、 仕掛り工事の引継、 及び商標の続用によるブランドの承継、 11 体的事情に照らして商号以外の事実関係を詳細に認定して 実際、 る (弥永・前掲三頁)。 すなわち、 判旨は、本件の事業譲渡を認定するにあたり、 従業員名刺のURL、 略称及び標章を含む商号以外の外 事業の譲渡があったこと 業務の同一 人的 FAX番号等の 組織の承継、 具

商号の続用がなくとも、譲渡会社の債権者が譲受会社におをもって商号の続用に準ずるものとする。すなわち判旨は立場から、略称及び標章といった商号以外の要素の同一性本条の趣旨を外観法理に基づく債権者保護として理解する

ではないかと理解できるのである。

本件についてみると、

のではないだろうか。

すなわち、

商号と続用された商号な

11

て債務の引受ありと信じてしまうような外観が商号以外

略称と本件標章を商号以外の要素として捉え、事業の外形

全般を考慮する実質的な判断基準に依拠するほかなかった

(2)

もし本事

案におい

て本条の類推適用を認めるためには、

析すべきであった。

102

商号以外の事情を

事者間

外

の事業の同一

伴うことを前提とする。

つまり、

事業譲渡において商号以

事業の実質の承継を

号一六○○頁)、程度の差こそあれ、

とであるから

(最大判昭和四○年九月二二日民集一九卷六

本判決への評価として、本条の適用範囲が屋号やゴ

ル

13

である。 から生じていれば、 本条の射程範囲に含まれると解するの

商号

Ŏ

同

業的活動の全部又は重要な一部を譲受人に受け継がせるこ これによって、 そもそも事業譲渡とは、一定の営業目的のために組織化さ 認めるものであり、 済的価値のある事実関係の全部又は重要な一部を譲渡し、 て事業譲渡の事実を認定しながら、その中で商号続用性を しかし、こうした理論構成は、 有機的一体として機能する財産及び得意先関係等の経 譲渡会社がその財産によって営んでいた営 本条の構成に反するというべきである。 事業の同一

性を根拠とし 商法 三九号二三頁)。 五五号一二一頁、 する方向を模索すべきとの指摘もある(佐藤庸・ジュリ 同一である場合は商号の異同を問わず統一的な理論で解決 村雅史)二一四頁 治郎編『会社法コンメンタール一―総則・設立(一)』(北 どめるべきである(鈴木千佳子 性を中心に判断すべきで、他の事情は補助的判断材料にと (総則·商行為) 判例百選 あくまでも本条におい 松岡誠之助・ジュリ七八八号一〇八頁)。 (商事法務、 平成二〇年))。 (第五版) 「営業譲渡と商号の続 いては、 四三頁、

経営実態が

渱

」頭憲

取り上げた規定であるから、 本条は事業の継続性の問題を、 釈に持ち込めば、 断しているものであって賛成できない 商号続用の要件に仮託して、「生の外観」を持ち込んで判 おける商号続用者責任の要件 !の密接な関係性ないし同一性をも問題とすることは! 性・類似性という実質的な観点を本条の解 その適用範囲は容易に緩められてしまう。 商号以外の事実である譲渡当 商号の続用という視点から (下)」銀行法務二一・六 (森宏司 「営業譲渡 金商一 V 四三〇号一三八頁)、かかる立法の手当てがなされてい も同様に広げる必要があり 会社による免責の登記 以上、 現行法上本条の射程範囲は厳格に解釈されなくて

して本条の類推適用の範囲を広げていこうとなると、 件判批」法セミ七三四号一一一頁、 0 判決が略称・標章の続用の事実を捉えたのもこうした判例 フクラブの名称の続用事例に拡大していることを捉え、 (3) 流れの延長線上にあると見る向きも強い(土岐孝宏 四九四号三頁)。ただ、 (会二二条二項) 商号以外の名称の続用に 山下真弘「本件判批 が認められる範 本

(北村雅史「本件判批」

ジ

譲受会社の責任を認めていることに鑑みても、 範囲を広げることについては基本的に慎重であるべきであ 類推適用 0

はならない。

さらに、

本条が債権者の善意・悪意を問

わず

おける「商号」を機能的に解釈することはそうした現状に

業が、 三一頁 る(長島・大野・常松法律事務所編『アドバンス会社法 むことは正常な企業活動であるが、 別の企業に事業譲渡することで企業の再生に取り組 (商事法務、 平成二八年))。 本条の類推適用が商 弁済資力の低下した企 標

六号八九五頁)。 いかといった懸念も示されている (小林量・民商一三一巻

して活用されている事業譲渡の円滑化を阻害するのではな

実務上、企業再生といった組織再編の手段の一つと

けば、

等の商号以外の事業に関係する名称の続用に拡大され

てい

業が商号以外に商標などの多種多様な営業標識を用 では、 活用せず、 摘もなされる 責任の発生にとって本質的な要素とはされていないとの指 ンド名称を積極的に活用する例もみられることから、 また、企業が自己を表示するものとして商号を積極的 商号の続用があるかは本条が定める譲受会社の弁済 むしろ店舗名や商標といった商号とは別の (土岐 前掲一一一頁)。たしかに、 現代 いてブ 今日 ンブラ 企

当該企業や商号を認識することも少なくないから、本条に

(青木嵩山堂、

明治三二年))、

登記を対抗要件とする商号

顧客からすれば商号以外の営業標識から

ランドを形成し、

整合するであろう。

渡又は営業の廃止に伴う限り認められている(商法一五条 されるべきと考える。現行商法では、 られ、本条で示された商号という文言自体は重んじて解釈 商号は事業と密接なものとして扱われてきたことが見受け ただ、 商号の譲渡に関する規定及びその沿革から見ると、 商号の譲渡は営業譲

は明確に区別されている(『ロエスレル氏起稿 おいて対外的に自己の表示する名として定められ、 旨定めたことに由来する。本草案では屋号は商人が営業に の営業とともにしなければ他人に譲渡することができない 項)。本規定はロエスレル商法草案二八条が、 九一頁 (明治一七年))。本条の解説として、 商法草案 屋号はそ 屋号は営 商標と

あるため屋号の売買契約は無効であると説かれる から営業に付帯させるべきであり、公衆を欺罔する恐れが 業と結合することによって資本上の価値を得るものである 同

上

修正案理由書二〇頁、 事業のみの譲渡も実際に行われていること等に鑑み れたが、 八頁)。かかる規定は、 明治三二年商法では、 行森竜太 明治二三年商法二八条に引き継が 商号が無形財産であること 『改正商法釈義』

要件として登記が求められており は合理 公衆による取引主体の 営業ないし事業譲渡の効果を定める規定において「商号」 まり、 掲·東京高等商業学会編 させるおそれがあることに基づくと解説されている は実際上少なく、 定理由は、 う限り認められることになった の関係について規定がないことを理由として、 条における商号の概念は文字通りに把握すべきであるから、 度であるので、 商号譲渡及び事業譲渡の規定は、 は本質的な要素として捉えるべきであると考える。 接な関係にあるものとして位置付けられてきているから、 えるが、 商法改正時に、 合とがあり、 事業譲渡は、 一的である。 商号譲渡の場面において、 事業を持続しながら他人に商号を譲渡すること 商号との関係が切り離されているようにも思 規定の解釈にあたり相互に連関させること 商号の譲渡は事業譲渡又は事業の廃止に伴 商号単独の譲渡は他人に営業主体を誤認 商号譲渡の場面では第三者に対する対抗 商号が続用される場合とそうでない場 混同への懸念に基づき整備された制 『商法改正案解説』 一二頁)。 (同二四条一項)。その制 昭和一三年商法改正時に、 (商法一五条二項)、 商号は事業の帰趨と密 昭和 また、 一三年 (前 同 0

> 続用要件を中心に改めて解釈を画していく必要がある。 機能させる解釈を指向していくよりも、 二三条の二との棲み分けの視点から、本条について最大限 のテリトリーを模索していくべきである。つまり、 としても、 いずれの規定も事業譲渡関係者間の利益調整が理念である された詐害的事業譲渡における譲受会社の弁済責任 解する余地はあろう。なお今後は、 営業ないし事業譲渡規定の「商号」の概念も同様に厳格に (会二三条の二)との関係性をも考慮しなくてはならない それぞれ要件及び効果が異なることから、 平成二六年改正で新設 本条に特有な商号 各々

事業から一旦切り離された。その後、

商号譲渡と事業譲渡

単

独 の

譲渡を可能とし

(同二一条、二三条)、

商号譲渡

は

とは、 るところにやはり無理があると感じざるを得ない はないことに鑑みても、 号の続用要件にどのように関連付けられるかが明らかでな 継されることは必然であり、 わけ本件で判旨が着目する標章の続用という事実は、 この合わせ技でもって本条の射程範囲に収めようとするこ そもそも商標は商号のように商法を基盤とする制度で 商号以外の事業を構成する実体は、 その適用範囲があまりにも広がるおそれがある。 判旨が本件標章を本条に依 判旨のように事業を徴する外 事業譲渡に伴 い承

ŋ

観

(4)

結局、

判旨が認定している商号以外の事実関係は商号の

判例解説 Watch 商法№8三頁がある。 る。 条の類推適用を認めるべきではなかった事案であると考え に事実関係を明らかにする必要があろうが、少なくとも本 件において、 の適用に親和性のある事情である(弥永・前掲三頁)。本 なお、 本文に挙げた以外の評釈として、 法人格否認の法理を適用する場合には、さら 小菅成

続用の外観への信頼とは異質であって、法人格否認の法理

重田麻紀子